

# 一般社団法人山形県放射線技師会 旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）の会務のために出張する役員及び会員に支給する旅費等について必要事項を定める。

(旅費及び日当)

第 2 条 出張する場合に支給する旅費は、次の表のとおりとする。

(単位：円)

		目 的 地		
		置 賜	村 山	庄内最上
出 発 地	置 賜	1, 0 0 0	3, 0 0 0	5, 0 0 0
	村 山	3, 0 0 0	1, 0 0 0	4, 0 0 0
	庄内最上	5, 0 0 0	4, 0 0 0	1, 0 0 0

2 日当は次のとおりとする。

(1) 1日 2, 0 0 0円

(2) 半日 1, 0 0 0円

3 県外に出張する場合は、日当3, 0 0 0円と特別急行料金を支給することができる。

(特別支給)

第 3 条 特別な事由による出張の場合は、前条の規定にかかわらず会長の決済を経て、必要な旅費を支給することができる。

(会計)

第 4 条 給付に係る経費は、一般会計に基づくものとする。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

2 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月16日から施行する。